

山県市「子育て」応援条例（案）に対する御意見の概要と山県市の考え方

1 意見募集の実施概要

- (1) 意見募集期間
令和6年1月31日（水）から令和6年2月20日（火）まで
- (2) 意見提出方法
持参、電子メール、ファクシミリ又は郵送
- (3) 配布資料
山県市「子育て」応援条例（案）
山県市「子育て」応援条例 逐条解説（案）
- (4) 資料の配付・公表場所
山県市役所子育て支援課の窓口、山県市ホームページ

2 提出に関する情報

- (1) 提出者数 5人
- (2) 提出方法
 - ・持参 3件
 - ・電子メール 2件

3 条例（案）からの修正点

次のとおり、いただいた意見を参考に、公表した条例（案）の内容を一部修正しました。

（1） 「前文」に関する意見概要と修正点等

素案（修正前）	<p>【1段落目】</p> <p>全てのこどもは、輝く個性と無限の可能性を秘めています。そして、そのこどもたちは、未来をつくる希望であり、かけがえのない存在です。しかし、急速な少子化や家族の多様化、地域とのつながりや人間関係の希薄化が進み、こどもの貧困、いじめや児童虐待が社会問題化する<u>など</u>、こどもや子育てを取り巻く環境は厳しさを増してきています。</p>
意見の概要	「子育て応援」というこども主体での育ちを応援することから、「厳しさ」という表現がきつく、圧迫感を感じます。
市の考え方	「厳しさを増してきています」を「状況の変化を見過ごすことはできません」に改めます。また、逐条解説も同様に修正します。
修正後	全てのこどもは、輝く個性と無限の可能性を秘めています。そして、そのこどもたちは、未来をつくる希望であり、かけがえのない存在です。しかし、急速な少子化や家族の多様化、地域とのつながりや人間関係の希薄化が進み、こどもの貧困、いじめや児童虐待が社会問題化する <u>等</u> 、こどもや子育てを取り巻く状況の変化を見過ごすことはできません。

素案（修正前）	<p>【4段落目】</p> <p>そのようにして、こどもが心身ともに健やかに育ち得る社会を実現していくことは、<u>社会的弱者と言われる市民を含め、誰もが豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現にもほかなりません。</u></p>
意見の概要	「社会的弱者と言われる市民」とは、市民全体が社会的弱者という意味合いに捉えることができ、社会的弱者というマイナスのイメージとなる言葉のため、この一文は必要ないように感じます。
市の考え方	市民全体を社会的弱者と述べたものではありませんが、当該箇所が無くても趣旨は逸脱しないことを鑑み、当該部分は削除します。
修正後	そのようにして、こどもが心身ともに健やかに育ち得る社会を実現していくことは、誰もが豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現にもほかなりません。

（2） 第1条「目的」に関する意見概要と修正点等

素案（修正前）	<p>第1条 この条例は、子育て応援についての基本理念を定め、市、保護者、地域住民、学校等、<u>事業者それぞれの責務及び役割並びにこどもの役目等を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に施策を推進することにより、こどもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>
意見の概要	「施策」という言葉が、連続して使用されていることと逐条解説の条文内容と異なります。
市の考え方	片方の「施策」という用語は削除します。
修正後	<p>第1条 この条例は、子育て応援についての基本理念を定め、市、保護者、地域住民、学校等<u>及び事業者それぞれの責務及び役割並びにこどもの役目等を明らかにすると</u></p>

	ともに、市が取り組むべき <u>施策を総合的かつ計画的に推進</u> することにより、こどもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
--	---

(3) 第5条「保護者の役割」に関する意見概要と修正点等

素案（修正前）	2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を <u>身につける</u> ことができるよう、年齢及び発達に応じて、自立的に成長できるよう愛情を持って子育てするものとする。
意見の概要	「根付く」や「身につける」の「付・つ・づ」における表記が条文（逐条解説も同様）で異なるため、統一すべきではないでしょうか。
市の考え方	「漢字表記」に統一します。
修正後	2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を <u>身に付ける</u> ことができるよう、年齢及び発達に応じて、自立的に成長できるよう愛情を持って子育てするものとする。

(4) 第6条「地域住民の役割」に関する意見概要と修正点等

素案（修正前）	2 地域住民は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、 <u>こども・子育てを応援するよう努めるものとする。</u>
意見の概要	「こども・子育てを応援するよう」という表記が、逐条解説では「大人からひと声かけるよう」と逐条解説の条文内容と異なります。
市の考え方	条例（案）の「こども・子育てを応援するよう」という表記は、「大人から一声掛けるよう」に修正します。
修正後	2 地域住民は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、 <u>大人から一声掛けるよう努めるものとする。</u>

4 条例（案）に対する意見の概要と山県市の考え方

パブリックコメントに寄せられた意見の概要と山県市の考え方は以下のとおりです。

なお、いただいた意見は、その趣旨を損なわない程度にとりまとめ、要約して「意見の概要」欄に示しておりますので、御了承ください。

意見の概要	山県市の考え方
<p>名称について、「応援」という言葉が周りの大人が決めて応援していくという感じを持ってしまいます。こどもが権利の主体（まんなか）で、こどもたちが考えた意見を周りにいる大人達と一緒に考え、こどもたち自身がどう育っていきたいから、こういう施策を創って欲しいというのが実現していくことが、こどもたちが今後山県市民としての誇りを持って地元を愛する心を持つるのではと考え「子育てまんなか条例」と条例の名称を提案させていただきます。</p>	<p>こどもたちが考えた意見を周りにいる大人達と一緒に考え、こどもたち自身がどう育っていきたいかという施策を実現していくことは、大切な視点であると考えます。ただ、この条例の目的は、第1条の規定のように、「子育て応援についての基本理念を定め、市、保護者、地域住民、学校等、事業者それぞれの責務及び役割並びにこどもの役目等を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することにより、こどもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与すること」にあります。</p> <p>また、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」においては、「こどもまんなか社会」という</p>

	<p>概念が多用されています。しかし、この用語は国内においてまだ定着しておらず、「まんなか」という用語の捉え方は様々です。</p> <p>そうしたことから、今般の条例名称はこのままとします。</p>
--	---

(1) 「前文」に関する意見

意見の概要	山県市の考え方
<p>「こども子育てを取り巻く環境は厳しさを増してきています。」と記述されています。社会情勢的に見ればその通りだと思います。</p> <p>しかし「子育て支援」というこども主体での育ちを支援するのですから、「厳しさ」という表現がきつく、社会情勢の「厳しさ」をこどもたちに押し付けているようにも感じました。若い世代の不安を大きくではないかと感じます。「子育ては厳しいよ」「覚悟してこどもや子育てに向き合いなさい。その覚悟がある親だけがこどもを育ててよい。」という圧迫感にも感じます。</p> <p>子育てを終えた世代や行政からすると「厳しさ」と言い切れるのですが、上から目線での捉え方に感じます。</p> <p>今回の条例は、子育て支援日本一を掲げてきた山県市がさらに一歩前に踏み出し「子育て・親育ち支援日本一」を目指すものであり、市の施策を高い次元に切り替えていくことだと受け止めます。</p> <p>子育てに優しい、温かいというところが全体として貫かれるとよいと考えます。</p>	<p>「環境は厳しさを増してきています」を「状況の変化を見過ごすことはできません」に改めます。</p>
<p>「社会的弱者と言われる市民」とは、市民全体が社会的弱者という意味合いに捉えることができ、社会的弱者というマイナスのイメージとなる言葉のため、この一文は必要ないように感じます。</p>	<p>市民全体を社会的弱者と述べたものではありませんが、当該箇所が無くても趣旨は逸脱しないことを鑑み、当該部分は削除します。</p>

(2) 第1条「目的」に関する意見

意見の概要	山県市の考え方
<p>「施策」という言葉が、連続して使用されることと逐条解説の条文内容と異なります。</p>	<p>片方の「施策」という用語は削除します。</p>

(3) 第2条「定義」に関する意見

意見の概要	山県市の考え方
<p>こども主体・親主体という立場からの発信になるため、立ち位置の変化をきちんと示した方がよいと考えます。「子育て」は一般化された言葉ですが「子育て」という言葉は一般に定着していない現状では、「子育て」と「親育て」について定義した方が一般の方にもわかりやすいと考えます。「親育て」については逐条解説P16の中で括弧表記されていますが、初めに定義があったほうがわかりやすいと思います。特に「子育て」「子育て」の違いが何なのかを発信していく必要があります。</p> <p>「子育て」はまだ浸透していません。繰り返しになりますが「子育て」に加えて「親育て」という定義についても明確に示しておくことが目指す全体像が理解されやすいと考えます。</p> <p>「子育て」だけでなく「親育て」も山県市として積極的に推進していくという力強い構えを発信していけないのでしょうか。</p>	<p>この条例における「子育て応援」は、こどもの主体的な育ちに注目し、こどもを大切に、こどもが自ら成長していく姿を家族みんなで、地域ぐるみで見守っていくことと定めています。そこから、「子育て」という用語は「こどもが自ら成長していく」と読み取れますので、改めて切り分けた用語定義はしないこととしています。</p>

(4) 第6条「地域住民の役割」に関する意見

意見の概要	山県市の考え方
<p>「こども・子育てを応援するよう」という言葉が、逐条解説では「大人からひと声かけるよう」と逐条解説の条文内容と異なります。</p>	<p>「こども・子育てを応援するよう」という表記は、「大人から一声掛けるよう」に修正します。</p>

(5) 第8条「事業者の役割」に関する意見

意見の概要	山県市の考え方
<p>第1項「子育てに関する理解」と表記せず「子育てに関する理解」と表記した意図、第2項「子育て」ではなく「こどもの育ち」と示した意図は何なのかがよくわかりません。</p>	<p>第1項は、保護者（従業員）との関係において、役割を定めたものですので、一般的に用語の理解が浸透している「子育て」の理解を深めていただき、仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備に努めることを定めています。第2項の「こどもの育ち」は、こどもが自ら成長していく「子育て」ではなく、支援主体による能動的なことを指して定めています。</p>

(6) 第10条「基本的施策」に関する意見

意見の概要	山県市の考え方
<p>記載事項は直面する課題に向き合うという点で必要なことであり大切だとは思いますが、</p>	<p>問題発生前の未然防止や予防という考え方はとても重要だと考えています。たしかに、計画や指針におい</p>

<p>犯罪や虐待、いじめ、不登校等のマイナスイメージの言葉が多く並んでおり、読みたいとは思いません。問題から子どもたちを守ることは当然必要です。しかし、問題が起こったら対応するというアピールに感じられてしまいます。未然防止や予防という観点からの取り組みを強調することが大切になるのではないのでしょうか。</p>	<p>では、そうした未然防止や予防について重点化したり、ネガティブな用語を避けたりすることは考えられます。しかし、条例は現状を踏まえて、多角的な視点からの施策が必要であり、記載すべき事項だと考えています。</p>
<p>第4号に早期発見及び迅速な対応と書かれてはいますが、起きてからの対応になります。これでは、後手の対応です。</p> <p>全国の不登校は30万人に迫りました。この2年間だけでも10万人の不登校の増加したことは驚きです。このことは、無理して学校に行かない方が個々の子どもの自立には適切だという考え方が一般化している一面も影響していると考えます。国も考えているでしょうが山県市としても不登校に至らないようにする施策が求められます。</p>	<p>第4号については、前述のとおりです。なお、コロナ禍に不登校の子どもが全国的に増加している現状があります。山県市では、不登校の子どもたちにより寄り添えるよう「子どもサポートセンター」を新たに開所しました。今後とも、子どもの状況やニーズに応じたサポートを行っていきます。</p>
<p>不登校を減らすためには「5歳児健診」は有効です。子ども家庭庁が誕生し「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業が導入されました。「子育て応援条例」を後押しする補正予算が導入されています。国が後押しをしてくれているのですから、山県市も導入に向けて動いてみえると思います。山県市として導入するということの発信なども盛り込めるとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>子ども家庭庁において「1か月」及び「5歳児」の健診支援の補正予算が確保されましたが、山県市において懸念されることは医療従事者の確保です。今後、国等の動向に注目して活用すべきものについては積極的に活用していきます。</p>

(7) その他の意見

意見の概要	山県市の考え方
<p>「根付く」や「身につける」の「付・つ・づ」における表記が条文（逐条解説も同様）で異なるため、統一すべきではないのでしょうか。</p>	<p>意味なく「ひらがな」と「漢字」の表記が混在しているものについては統一します。</p>
<p>「子ども」のひらがな表記について、子ども家庭庁が誕生し「子ども」とひらがな表記を導入したため、今回の条例も子ども基本法が「子ども」で表記を統一することは当然のことと思います。</p> <p>ただ、山県市として、ひらがな表記を取り入れることの意味を有効に発信し、今までより高い次元で「子ども主体」を目指していくことを市民に発信すべきです。「子ども」「子ども」「子育て」「子育て」などのように混在していることに戸惑う市民の方も少なくないと思います。添え書きはつけ</p>	<p>国においては、近年、「子ども政策」は待ったなしの喫緊の課題となっており、現代社会における明確な正解が見つけられない中であって、様々な政策が展開されてきています。同様に、子どもを取り巻く用語も、用語の使い方を含め多様化してきています。今後、山県市においても、より多くの市民の方に御理解いただけるような周知や啓発について検討し、推進してまいります。</p>

<p>られていますが、行政的に対応しているということの説明に過ぎません。 課名を変更して市民に発信していくことも効果的ではないでしょうか。</p>	
<p>逐次解説の中では適切に表記されていますが、条例（案）では句点や読点が改行された際に下段の行頭に表記されている箇所があります。パブリックコメントを求める資料ですので、市民の方が見やすい表記で公開されるとよかったですと考えます。</p>	<p>現在、山県市議会へ上程する議案については、禁則処理（句点や読点が行頭に表示しないようにする）をしない慣例となっています。今般の資料は、それに沿ったものですが、今後は幅広い市民の方が見やすいように検討していきます。</p>

5 逐条解説（案）に対する意見の概要と山県市の考え方

パブリックコメントに寄せられた意見の概要と山県市の考え方は以下のとおりです。

なお、いただいた意見は、その趣旨を損なわない程度にとりまとめ、要約して「意見の概要」欄に示しておりますので、ご了承ください。

意見の概要	山県市の考え方
<p>表記の統一が不十分で、統一が必要です。 読んでいてすごく気になるということではありませんが、課内の決裁を丁寧に行い、そのレベルを高める必要があると感じました。</p>	<p>表記統一等については、今後とも注意していきます。</p>
<p>「身に付ける」と「身につける」、「身の回り」と「身のまわり」が混在、「気づき」や「根付く」のひらがなか漢字か、表記の統一が必要で、漢字表記が適切だと思います。</p>	<p>漢字表記に統一します。</p>
<p>「など」と「等」の使い方を統一する必要があると思います。「等」という漢字表記が多いですが、ひらがな表記も見られます。名詞の場合は「等」で統一されてはどうでしょうか。</p>	<p>条文においては、用語定義等の関係で基本的に「等」を使用しています。ただ、逐条解説においては「など」を使用することを基本としています。統一されていない箇所については修正します。</p>
<p>「そうした」「こうした」という表記が繰り返されており、違和感があります。「こうした」「そうした」という表現は曖昧な表現に感じますし、使いすぎにも思います。</p>	<p>前文の補足や説明するための接続詞として使用しています。今回の意見は、今後の参考にすることとします。</p>
<p>地域住民の解説中「子ども」という表記がありますが、「こども」とひらがな表記で統一すべきだと思います。</p>	<p>第6条の逐条解説中の「子ども」は「こども」に表記修正します。</p>
<p>「①たくましく生きるための健康や体力などが調和した「生きる力」を身に付けることにより、②こども自身が健全に成長できる環境の確保が必要であり、③そうした意識が地域に根付くようにされていくことを2つ目の基本理念としています。」という記載について、①と②はつながります</p>	<p>第3条第2号の逐条解説中の当該箇所については、「そして、こどもがたくましく生きるための健康や体力などが調和した「生きる力」を身に付けるためには、こども自身が本来持つ力で健全に成長できる環境を、社会全体で確保していくことが必要であるという意識を地域に根付かせていくことを二つ目の基本理念とし</p>

<p>が、③の文章が意味不明に感じました。①と②でまとめ、③で結論付けてはどうでしょうか。「されていく」という表現はよくわかりませんし、3文節は長いと感じました。</p>	<p>ています。」と修正します。</p>
<p>基本理念の中には「子育て支援」で統一されています。しかし、解説を読み進むにつれ、特に第3号では「子育て」が繰り返されています。親育ちという視点はよいのですが、4行目に「子育てやこどもの成長」という表現があり曖昧に感じます。「子育て」を明確に示すとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>第3条第3号の逐条解説中の「子育て」については、保護者を主体として説明しています。他方、「子育て」については、市、保護者、地域住民、学校等及び事業者が役割を認識し、連携・協働することが必要であると考えて用語の使い分けをしています。「子育て」という用語の意味が定着するまでは、一般市民の方には分かり難い表現かも知れませんが、今後、「子育て」の用語についてより多くの市民の方に御理解いただけるよう周知・啓発していきます。</p>
<p>第6条第2号「ステークホルダー」は一般的ではありません。確かに使われる機会は増えてきているようですが、市民に理解されにくいと感じます。専門用語には注釈をつけるか日本語表記したほうがよいです。この用語を注釈なしで記載することは、これを知らない人は除外するという感覚を市民に広げることにもなりかねません。</p>	<p>第6条第2号の逐条解説中の「ステークホルダー」については、括弧内に説明を入れて「ステークホルダー（こどもを取り巻く環境に関わる人）」と修正します。</p>
<p>第10条第4号について「虐待、いじめ、体罰等は、こどもが誰にも相談できずに苦しんでいる事例は非常に多く、①こども同士や保護者、②育ち学ぶ施設等、③こどもの育ちに欠かせない基本的な人間関係の中で生じる事例も多くあると言われます。」の文中にある「非常に多く」は主観的に感じます。児童虐待相談件数は増え続けていますが、通常の学校等で児童相談所・子育て支援課につながっているケースは限られています。また、体罰については限られた学校や環境の中では高い割合で起きるケースはありますが、極めて稀です。</p> <p>それを「非常に多く」という表現で言い切ることやまとめることは適切でしょうか。</p> <p>そして、①、②、③の関係性がわかりません。特に①と②はどこにつながるのでしょうか。文が長く、すっきりと理解しにくいです。もっとわかりやすい表現を考えてみてはどうでしょうか。</p>	<p>第10条第4号の逐条解説中の「非常に多く」は、「少なくとも」と修正します。「こども同士や保護者、育ち学ぶ施設等、こどもの育ちに欠かせない基本的な人間関係の中で生じる事例も多く」は「こども同士や保護者、育ち学ぶ施設などにおける、こどもの育ちに欠かせない基本的な人間関係の中で生じる事例も多く」と修正します。</p>

<p>国連、国のこどもの権利関係のことを逐条解説に入れていただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約は国連で採択され、日本も批准していること。 ・子どもの権利条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの柱があること。 ・令和5年4月にこども基本法が施行されたこと。 ・こども施策を総合的に推進するために「こども大綱」策定された、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定められたこと。 ・「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していること。 ・基本的な方針として <ol style="list-style-type: none"> ① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること ② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること ⑥ 施策の総合性を確保すること <p>を掲げています。</p>	<p>平成2年9月21日署名、平成6年4月22日批准、平成6年5月22日発効の「児童の権利に関する条約」については、国の和訳全文を掲載すると共に、逐次引用して触れています。同様に、令和5年4月施行の「こども基本法（令和4法律第77号）」についても、全文を掲載すると共に、逐次引用して触れています。</p> <p>こうした内容を説明することは大切ですが、逐条解説に入れることは少しそぐわないと考え、別途啓発に努めていきます。なお、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」については、参考にはなりますが、逐条解説の添付資料とはしていません。</p>
<p>こどもまんなかマークと説明を逐条解説に入れていただきたいです。こどもまんなかマークとは、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもまんなか応援サポーターが実践するアクションの発信の際や、こども家庭庁が関連する活動を実施する際などに、こどもまんなかアクションの趣旨への賛同意思を表明するために用意するマークです。</p> <p>「こどもまんなかアクション」とは こどもの意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践していくことです。どんなこどもの</p>	<p>こどもまんなかマーク使用要領（令和5年7月20日こども家庭庁長官官房長決定）によりますと、「こどもまんなかマーク」に関する一切の権利は「こども家庭庁長官」に属していますので、これを使用するには、「事業者登録」の申請をした上で、使用の許諾を受けなければなりません。</p> <p>同要領を確認する限り、許諾されるものとは考えられますが、本条例は山口市独自の発案であり、現段階では掲載を考えていません。</p>

ことも考えていきます。こどもまんなかアクションの展開について、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進めるための取組です。